

株式会社 ケアウェイブ

運営規程

デイサービス スタイル高須

Ver05

運 営 規 程

株式会社 ケアウェイブ
デイサービス スタイル高須

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアウェイブが開設するデイサービス スタイル高須（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・指定第1号通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護・指定第1号通所型サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者若しくは事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護・指定第1号通所型サービス（以下「指定通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者等の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者等の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス スタイル高須
- (2) 所 在 地 高知市高須2丁目13-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び介護サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従事者と協力して通所介護計画、介護予防通所介護計画の作成等を行うなど業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業者

生活相談員 1名以上

生活相談員は、従事者並びに要介護者等に対する助言及び技術指導を行う。

看護職員 1名以上

看護職員は、介護サービスの提供に当たり、要介護者等の健康管理、相談・助言を行う。

介護職員 1名以上

介護職員は、介護サービスの提供にあたる。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

従業者は、指定通所介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間などは、次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員等)

第6条 利用定員は月曜日から金曜日28名 土曜日25名とする。

(事業の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（要介護者については日常動作訓練、要支援者等についてはリクリエーション・創作活動）
- (3) 日常生活動作の介助
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 入浴サービス
- (7) 食事の提供
- (8) その他要介護者等に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、原則介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 第1号通所型サービスを提供した場合の利用料の額は高知市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領のサービスであるときは原則介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

3 前項に定めるもののほか、要介護者等から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費として一食につき300円（おやつを含む）
- (2) おむつ代として実費
- (3) その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その費用を要介護者等に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 要介護者等は、指定通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従い訓練を受けること。
- (2) 浴室を利用する際には、従業者の指示に従い入浴する。
- (3) 要介護者等は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、若しくは口論すること、楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことによりほかの要介護者等の迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 指定した場所以外で火気を持ちいること。
 - ④ 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ⑤ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従業者は、指定通所介護等を実施中に、要介護者等の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医等に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 12 条 要介護者等に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当事業所の事故発生時対応マニュアルに従い速やかに対応し高知市、当該要介護者等の家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。

2 要介護者等に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 13 条 従業者は常に災害事故防止と要介護者等の安全確保に努めるものとする。

(1) 防火管理者は、株式会社ケアウェイブで選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。

(2) 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………… 年 1 回以上

② 要介護者等を含めた総合訓練 ……………… 年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 ……………… 随時

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 14 条 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村に報告する。

(衛生管理)

第 15 条 事業所並びに従業者は常に施設の衛生管理に努めるものとする。

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための処置などについて、必要に応じ高知市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

(4) 空調設備等により、施設内の適温の確保に努める。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を

講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

（ハラスメント）

第18条 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は従業者の質的向上を図るための認知症に係る基礎的な研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た要介護者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た要介護者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対する指定通所介護等に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、利用者の請求に応じて居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ケアウェイブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成28年7月1日より一部変更する。

この規定は、平成28年10月1日より一部変更する。

この規定は、平成31年2月1日より一部変更する。

この規定は、令和3年4月1日より一部変更する。

この規定は、令和4年4月1日より一部変更する。